

環境影響評価審査会（石の寝屋部会） 会議録

- 1 日時 平成13年5月23日（水）13：30～15：30
場所 ひょうご共済会館 講堂
- 2 議題
淡路・東浦都市計画緑地あわじ石の寝屋緑地に係る環境影響評価概要書の審査について
- 3 出席者
 - (1) 委員
藤井会長、朝日委員、遠藤委員、江崎委員、神吉委員、田中部会長、辻委員、渡辺委員
 - (2) 兵庫県
事務局：環境影響評価室
関係課：大気課
 - (3) 環境影響評価実施者等
兵庫県都市計画課、公園緑地課、洲本土木事務所国際公園推進室
- 4 配布資料
 - (1) 環境影響評価概要書
 - (2) 補足資料（年間来場者数約 23 万人と日最大来場者数約 1,700 人の算定根拠について、周辺施設との連携について、ごみ処理体系について、景観について）
 - (3) 平面計画図
- 5 議事の概要
 - (1) 前回（総会）において委員からの意見等について補足資料により環境影響評価実施者から説明後、質疑応答。
主な質疑は次のとおり

（委員）
補足資料 p 4 の「本緑地を決定する主な目的は、自然環境を保全することによる良好な緑地景観の確保である。」について詳しく説明してほしい。

（環境影響評価実施者）
この場所をこのままにしておくと、民間事業による開発が入り込む余地がある。そこで県として、緑地として保全することにより、乱されないようにしたいと考えている。

（委員）
緑地として保全するということは、改変するということを伴うのか。

（環境影響評価実施者）
現在の計画では改変率は約 15 % で残りの 85 % を保全緑地と考えている。

(委員)

15%であれ、改変するということが保全というのは理解できない。

(環境影響評価実施者)

100%を保全できれば一番良いが、県として投資をするからには人が入れるようなものを考えていかなければならない。この計画地は他からも見える代わりにここからの展望も非常に良いので、展望を中心にした施設とできるだけ自然環境を保全することを両立させるものとしたい。

(委員)

つまり、保全するためには一般の人に利用させることが必要であるということか。

(環境影響評価実施者)

どうしても、保全するために投資をしようとする、利用を考えないと事業として成り立たない。

(委員)

23万人に利用してもらうために最低限の施設整備ということか。

(環境影響評価実施者)

そうである。

(委員)

保全をするための投資というのは施設を造るということか、それとも保全対策そのものに対する投資か。

(環境影響評価実施者)

両方含まれる。当然展望施設も重要であるが、自然環境に接してもらうということも重要な要素と考えているので、ある程度管理を要するところには人の手を入れていきたいと考えている。この当たりについては環境影響評価準備書の段階でご説明したい。

(委員)

年間来場者数の根拠であるが、7施設の重回帰式のRの二乗はどのくらいか。

算定の基礎データには花博は含まれているのか。

(環境影響評価実施者)

15日ほど入っている。平成11年度のデータを用いているため、会期の3月17日から3月31日までの分が入っている。10年度とも比較したが、全体から見ると突出した数字ではない。北淡路については平成10年4月に明石海峡大橋が開通しており、どの数字が妥当か難しい面があるが、平成11年度のトータル分ぐらいが妥当であると考えている。

(委員)

当時できた近くの他の施設についての来場者数の把握はしているのか。

(環境影響評価実施者)

県内において、県立の大規模な緑地はここが初めてである。あとは全部公園である。来場者数を算定する前に他の施設の実績等の統計を確認したが年によっても異なり、施設によってもかなり異なっている。このため、環境アセスメントを行うためにあまり過小にみて影響が小さくなりすぎるのを避けるため県下の状況から少し多めにみている。ただ、明確に示すものがなかったため、重回帰分析を行い算定した。

(委員)

この場所を放っておくと開発されるという回答であったが、何か条件があると思う。でないと県下のどこでも放っておくと開発される可能性がある。ここの特殊な事情があると思うが。

(環境影響評価実施者)

ここは明石海峡から淡路島に向かう時の玄関となる緑の塊である。この淡路島の玄関を保全したい。

(委員)

現在は県有地か。

(環境影響評価実施者)

今県有地が80%位である。

(委員)

80%の県有地を保持し続ければ開発されないのではないか。

(環境影響評価実施者)

80%の県有地を事業化し事業として成り立つようにしないと、そのまま土地を持ち続けるというだけでは県の財政等の事情から厳しい。

(委員)

このままでは手放さざるを得ない。そうなると開発の手が及ぶ可能性があるということか。

(環境影響評価実施者)

そこまではっきりとした回答はできないが、ここで実施するのは都市緑地が一番適正ではないかと判断したと考えていただきたい。

県有地と回答したが、実際は今、県の土地開発公社が所有しており、同時に管理も行っているが、適切に緑として管理が行われているかということと実際は放ったらかしの状態であり、それを都市計画緑地に位置づけて適切に管理をするということである。

先ほどのRの二乗であるが資料によると0.9999833となっているが、確認し次回の審査会で回答する。

(委員)

ごみ処理の問題であるが、現在津名郡広域ごみ焼却場で対象としている人数はいくらか。それで80トン/日は満杯なのか。あるいはまだ余裕があるのか。

(環境影響評価実施者)

計画の処理区域内人口は66,637人、目標年次が平成16年である。80トン/日が公称能力で、実際の処理量としては54.6トン/日である。

(委員)

先ほどの年間来場者数の件で、次回で結構であるが、この来場者を推定したときの係数、例えば主要都市からの自動車による機会費用、施設利用料金、人口密度それぞれのくらい見積もったのか説明してほしい。重回帰式を出してもらえれば一番よいが。

(環境影響評価実施者)

了解した。

2) 環境影響評価概要書第2章及び第4章を中心に環境影響評価実施者から説明後、質

疑応答

主な質疑は次のとおり

(委員)

余り影響のない調査、予測、評価については削除し、必要な項目を絞るとというのが新しい制度であり、かなり絞られてきた感じがするが、動物でいうと現況調査でオオタカの調査を2月、5月、6月にするとしているが、今は抱卵期で余り飛ばない。その時に何故するのか。調査をするのであれば1月2月の巣材を運ぶ時になるのではないか。しかも定点調査としている。予測をみるとオオタカの予測もしないことになっている。予測しないのに何故現況調査をするのか。他にも哺乳類としてジネズミが挙がっているが足跡はまずわからない。フィールドサイン等の探索をすることになっている。昆虫についても予測することになっているが、ライトトラップとか蝶類の調査で予測評価のどれに該当するからこの現況調査が必要であるのかわからない。必要なものがあればそれに重点をおけばよい。

何が必要かという内部景観である。景観予測がすべて外から見た可視、不可視になっている。緑地を造るわけであるから、中で見て切土面がどのように変わるのか。施設が張り付くとどのようになるのか。内部での景観が重要である。

(委員)

p 8に「給排水計画」がある。上水についての記載であるが、人間が使う分だけか。

(環境影響評価実施者)

基本的にはそうである。

(委員)

散水についてはどうか。

(環境影響評価実施者)

散水については、できるだけ修景池に溜めて散水したいと考えている。

(委員)

平面計画図の調整池に雨水を溜めるのか。

(環境影響評価実施者)

調整池については降雨時に水を溜めることが基本となるが、前回の総会で委員から景観面の意見をいただいているので、できるだけ常時いくらか溜まっているような形で今後検討していく。

(委員)

調整池に溜めて、下流に流れていく水がなくなって困るということはないのか。

(環境影響評価実施者)

基本的には調整池は下流に水が急に流れないように調整するための施設である。普通、調整池は水を溜めないで雨が降ったときに一時的なピークをカットするためのものであり、ピークがカットできれば、あとは常時水が流れる計画になっている。ただ今回の場合、淡路は非常に水がないところであるので、調整池の構造をうまく利用してある程度水を溜めて植栽などに活用する。また、生物が帰ってくる調整池の考え方を併せて検討したい。

実際の調整池の構造はこれから計画をしていく。

(委員)

p 25の「水域とその利用」であるが、深井戸がありそこから用水をとっている。これを廃止することになっているが、井戸は残るのか。埋め戻すのか。

(環境影響評価実施者)

現在、ポンプで汲み上げている井戸であり、ポンプを撤去することになる。井戸には手を付けない。

(委員)

困ったときには汲み上げるのか。

(環境影響評価実施者)

その予定はない。平成6年に大湧水があり淡路島で水が無くなった。淡路町が臨時に水源を確保したいということから、県有地ではあるが井戸を掘りたいと申し出があった。なぜこの位置になったかという、長谷川の取水源の近くで短いラインで取水できるというメリットがあったことによる。これが平成8年である。現在は明石海峡大橋が開通しており本土からの送水管による本土導水により根本的に淡路島の水需要は解決されている。現在の井戸の占める割合は淡路町の使用水量の3%であり、井戸を廃止したことにより問題が出てくるとは考えていない。こういう施設を県有地内には置きにくいということで当初から公園ができるまでという契約で話しをしている。

(委員)

前回の総会の会議録をみても中水化の話が出ている。トータルの水を中水化して使うというように考えず、手洗いとか汚れていない排水をうまく使って再利用する、汚水については下水に流す計画を初めからやっておけばうまくいく。区別して排水ができるようにすれば中水化は楽で沢山の水が再利用できる。そういうことを計画してほしい。

(環境影響評価実施者)

この場合、淡路・東浦公共下水道施設に繋ぐことになるが、この施設からの水は周辺の地域の散水等として再利用されている。周り回っては再利用されている。

(委員)

片谷川の現況調査地点が離れているがどういう理由があるのか。

(環境影響評価実施者)

片谷川は非常に水量が少なく、ある程度水量を確保できる地点となるとこの場所になる。これ以上上流になるとため池に若干溜まっている位である。

(委員)

工事の影響はわかるのか。

(環境影響評価実施者)

水量が少ないからといって、調査、予測、評価をやらないというわけにはいかない。水量を確保できる地点で、工事による影響を整理する。

(委員)

石の寝屋古墳が計画地に隣接し、この部分を避けたようになっているがどういうことか。

(環境影響評価実施者)

この緑地の名前にもなっている。p 82に位置を記載しているが、土地の所有者は売っ

てくれない。その間に観察用の町道が通っているが、古墳自体の場所もはっきりわからず荒れた状況になっている。今年度遺跡の調査を行うことになっている。その調査結果に基づき、この辺りをどうするのか検討したいと考えている。

(委員)

p 4 の航空写真を見ていると、今は森林として大きな塊であるが、平面計画図のようないわゆる広場をこの中に造ることは、生態系に大きな影響を与えることになる。道路が線的に影響を与えるのに対し、広場は面的であるので影響は大きい。本当に花・緑の園地等が必要なのかということが議論されなければならない。それよりも石の寝屋古墳とかをうまく利用しできるだけ面的な伐改をしないということは考えられないのか。

(環境影響評価実施者)

現在、概要書段階であり平面計画図は固定されたものではないのでこれから、現地調査を行い、意見を聞きながら考えていきたい。

(委員)

その場合、緑地という考え方の中に広場を造らなければならないという必然性はあるのか。

(環境影響評価実施者)

緑地として概念にはないが事業的には補助事業を考えている。補助事業でどこまでできるかいうことは国との調整になってくる。基本的には緑地であるので保全型のものにしたいと考えている。また、どういう整備をするのかということについては委員の意見を参考に国と協議を重ね、環境に影響の少ない施設を造っていきたいと考えていきたい。

(委員)

無駄な面的なものは造らず、線的施設をお願いしたい。もう一つ、予測計画であるが、これは何を予測する項目なのか。この予測は現況調査と結びついているのか。現況調査から工事中、供用後の影響を予測し評価するということが。

(環境影響評価実施者)

第3章で、事業の性格から環境影響要因が環境要素にどういう影響を与えるのか分析し、その中から特に予測する必要もないものを除き、第4章で調査、予測、評価に関する計画として記載している。

(委員)

この場合、実際に工事や供用に入った場合、モニタリングを行うのか。

(環境影響評価実施者)

条例に基づき、環境影響評価準備書の中で事後監視調査計画を作成し、この場で意見を伺うことになる。

(委員)

昆虫等について、この地域でしっかりした調査はレッドデータブックの関係等でなされているのか。環境庁の自然環境保全調査というのは20年の前の調査であるが。

(事務局)

実施されていない。

(委員)

実施されていないのであるならば、公園を造る前の状態をしっかり押さえておく必要

がある。必ずしも調査を削除することには賛成ではない。水生生物に関して、「任意採取調査及びサーバーネットを用いた定点調査」があるが、定点とはどこか。また、任意採取調査はどういうものか。サーバーネットを用いた定点調査はどういうものか。付着藻類調査においても定点調査とあるが。

小さな川で任意採取とサーバーネットを用いた調査という場合、たいていサーバーネットが中心になり任意調査がおろそかになる場合が多い。サーバーネットは定量的におこなうものであり、このような小さな川の場合、一番流れている真ん中に1個か2個かろうじて置けるくらいである。通常は同じような水深、底質、流速がある広いところで、ある一定面積にサーバーネットで採ってそれを最低でも5回以上同じような場所でおこなって初めて定量採取になる。真ん中でサーバーネット1個か2個で採って、あとは少し周りを任意採取するというのでは不十分な調査になる。ここではむしろ定量採取よりも定性採取の方が重要である。サーバーネットを用いてもかまわないが、こけのはえたところとか色々な場所で採取することが重要である。

(環境影響評価実施者)

現況調査計画の調査方法の記載は「任意採取調査」と「サーバーネットを用いた定点調査」のことであり、任意採取調査は川沿いに調査ルートを歩き全域調査する。河川の代表地点、例えば長谷川であれば、上流と下流の2地点でサーバーネットを用いて定点調査を行う。代表的な場所の選定は現場で専門家が選ぶが、狭隘な谷で河川自体も細いので何地点も採ってというのはできない。しかし、任意採取調査中心でおこなうことにちがいはない。

(委員)

任意採取を行う場合、やたらずっと歩いて回り適当にとるというのではなく、川の環境要素についてのタイプ分けを意識して、こけのはえている所とか川岸の水草がはえている所とか枯葉が積もっている所とかで採る。そういった要素を意識した採り方が重要である。

(委員)

現況調査の計画で、調査にはコストがかかるために無駄な調査を省くというのは理解できるが、工事を行う前の現状はどうかということ記録しておくという意味で考えるならば、ここは緑地として保全するということが主目的な場所であるので、そういう場所でどういう生物が存在しているかを知ることが基本的なことである。あながち予測に直結しないので調査を省いてしまって良いだろうとは必ずしも言い切れない。ただし、予測にどうやって結びつけるのが不明確である。調査区域として挙げているが、施設を設置する予定のある場所と無い場所とどうやって区別して調査するのか。ということが記録されていくのか概要書では読みとれない。

(環境影響評価実施者)

保全するところは余り調査頻度は高くない。改変する展望拠点施設はできるだけ重点的に調査する。

(委員)

昆虫類の任意観察調査でラインセンサス法があるが、そのラインとは施設を造る場所を含めて、そうでない場所もラインとして通って行くのかそういう区別はされるのか。

(環境影響評価実施者)

現況はかなりの急峻な地形であるが、ある程度けもの道を行けるところもある。当然保全する区域において道があれば調査をおこなう。その中で特に改変する部分については、できるだけ重点的に道がないところにも入り調査する。

(委員)

前回の審査案件の環境影響評価準備書について感じたことであるが、昆虫などであれば何月何日にどれだけ採れたとかリストが出てくるという結果だけしかない。何処で何がいたかという記録がでてこない。生態系への影響面からも、生態系を構成する要素が何処にいて、それが工事によってどのくらい影響を受けるのかが重要である。

(環境影響評価実施者)

環境影響評価準備書に向けて、貴重な生態系であればその広場を改変しないとか、回避、低減、代償措置という形で対応していきたい。

(委員)

調査地域をみると、植生も幾つか分かれ航空写真をみると花崗岩が主体の土地であるようである。ある種の生き物にとっては花崗岩が露出している所が生息の場所となりうる。こういう場所毎の調査もするのか。

(環境影響評価実施者)

ある程度地域類型を分けて調査を行う。例えば植物群落ごと、ため池での生態系、河川での生態系、裸地での生態系等。

(委員)

陸上での生き物についてもそういう類型をするということが。

(環境影響評価実施者)

分けられる範囲で行いたい。

(委員)

どの程度類型化するかということは概要書には記載していないが。

(環境影響評価実施者)

調査を行い、環境影響評価準備書で明らかにし、それに対して意見をいただくことになる。

(委員)

どういう調査をするかをいうのが概要書ではないのか。

(委員)

どこまで決めてから、調査をするというのが決まっていない。

(委員)

項目として生態系というのがあるが、これ自体が自然環境を保全するというのを目的に挙げている。色々な動物、植物という生物調査があるが、一番重要なのは生態系調査である。この計画で注意しなければならないのは尾根に造られるということである。例えば尾根に造ると、ここの水系にどういう影響を及ぼすのかが気になる。というのも、水系あるいは川というものが、森を支えるうえでいかに大事かということが近年分かってきている。そうするといくら木を切らなくても川をつぶしてしまうと森の生態系がつぶれるという可能性がある。そうすると着眼点として水系あるいはそこに生息している

生物をどう絶滅させないかという視点が1つある。それを保全しておけばとりあえず大きなダメージを防げる可能性がある。そういう視点を概要書の時点で出し、調査の結果、この場所こそは保全しなければならないとなり現計画での広場の大きさ、位置等が変更できるのであれば、調査を行いそのうえで結論を出そうということになる。逆に先に絵ができてここは広場にすることが決まっているのであれば、今からある程度予測してここは触ってはいけないということを議論しておかないといけない。どちらであるかというのが今の議論である。

(環境影響評価実施者)

今のアセスメント制度としては、事業計画を含めて環境影響評価の中で修正していくもので固まったものではない。概要書はあくまで事業の概要と調査内容を記載しているものであり、それに基づいて調査をした結果、事業計画を必要に応じて修正していかうとするものである。尾根が非常に重要であるならば広場面積を小さくするか、位置を変えることはあり得る。ただ、展望拠点施設については、ここから見る景観を売りにしているので尾根筋に造っていきたい。広場の大きさ、位置については環境影響評価を行ったうえで検討していきたい。

(委員)

生物調査に関して意見があったが、現況調査を行うというのが予測に直接に結びつかなくても、アセスメントの重要な問題としてフォローアップというのがある。完成してからどのように変わったのか。そのためには事前調査が重要である。そういう意味を含めて現況調査計画をこの概要書に記載しているのか。

(環境影響評価実施者)

現況調査を行い予測に結びつけていくものと今後事後監視調査の中でどのように生態系が変わっていったのか確認したいということで計画を記載している。

(委員)

事後監視調査は、条例のアセスメント制度に入っているのか。

(事務局)

入っている。

(以上)